# 独立行政法人国際協力機構中期計画

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第30条第1項の規定に基づき、独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)の平成19年度から始まる期間における中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を次のように定める。

中期計画を実施するに当たっては、中期目標に示された我が国の開発援助を巡る諸状況を踏まえ、機構に課せられた使命を達成するため、関係行政機関と連携しつつ、あらゆる努力を行う。

- 1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- (1) 組織運営における機動性の向上

開発途上国のニーズの多様化や我が国の開発援助政策の重点の変化に機動的に対応し得るよう、引き続き在外事務所の体制・機能強化を進め、国内から在外への人員配置等の在外強化の取組を一層促進する。また、在外公館や内外で活動するNGO、その他の援助関係者や民間セクターとも連携を図り、開発途上地域のニーズを的確に把握する。

また、統合効果を最大限に発揮する観点から、従来以上に円滑な業務の実施が可能となるような体制の定着を図る。

併せて、政策上の要請に的確かつ機動的に対応すべく、予算の執行管理機能の一層の強化を図る。

さらに、限られた資源で最大の効果を発揮させる観点から、海外拠点について国際情勢の変化等を踏まえた配置の適正化等のため必要な見直し、また、国内拠点について設置目的と果たすべき機能や利用状況等を第三者の参加を得て検証し、その検証に基づき必要な見直しを行う。具体的には、

- ●現地ODAタスクフォース等、現地における政府開発援助(以下「ODA」という。) 実施のための連携体制に積極的に参加する。
- ●人員の在外への配置や現地職員の活用等により適正な人員体制の整備を進めるとともに、事業実施において在外主導体制の定着を図る。
- ●部局間の連携を強化するとともに、業務運営に係る決裁プロセスを合理化し業務効率の 促進を図る。
- ●既存の各システムを有効活用して予算執行の予測性を高め、予算の執行管理・調整機能の一層の強化を図る。
- ●EUへ加盟した、あるいはOECD開発援助委員会の援助受取国リストから外れたいわゆるODA卒業国に設置されている海外拠点については、実施中の事業終了のタイミングや外交的配慮も念頭に置きつつ原則廃止する。それ以外の海外拠点についても、開発

途上国の経済成長などの国際情勢の変化、プロジェクトの実施期間等の状況を踏まえ、 配置の適正化のための必要な見直しを行う。

●国内拠点について、各国内機関の設置目的と果たすべき機能、役割、稼働率等の利用状況、費用対効果等を第三者の参加を得て検証し、その検証結果に基づき配置の適正化のための必要な見直しを行う。

#### (2)業務運営全体の効率化

- (イ)業務全体を通じて、情報化・電子化を進めつつ、効率的な業務運営の環境を確保するとともに、事業が有機的かつ効率的になされるよう、必要に応じて在外事務所を含めた事務処理の改善を行う。具体的には、
- ●専門家派遣、研修員受入、ボランティア関連業務等の手続きの効率化を図る。
- ●コンサルタント契約の手続きの合理化を図る。
- ●内部連絡文書の事務手続き等の合理化を通じ、文書事務の削減を行う。
- (ロ) 随意契約等における委託等について、国における見直しの取組(「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付事務連絡。財務大臣から各省各庁の長あて。))等を踏まえ、関連公益法人等との契約のあり方などにつき国の取組に準じた不断の見直しを行い、一般競争入札をはじめ競争性のある契約の範囲拡大を図るとともに、契約の妥当性について、第三者の参加を得て検証を行う。併せて、委託先での執行状況をチェックするシステムを強化し、実施を徹底するとともに、不正行為等に対しては、法令、規程及びガイドラインに基づき厳正な措置をとることで、適正な実施を確保する。具体的には、
- ●関連公益法人等との契約における見直しを行い、一般競争入札、プロポーザル方式契 約等競争性のある契約の拡大を進める。
- ●契約の妥当性について第三者の参加を得て検証を行うとともに、契約の情報を積極的に開示し、透明性の確保を図る。また、委託先での適正な執行を確保するため、定期的な報告・確認等のチェック手続きを強化し、実施を徹底するとともに、不正行為等に対しては、法令、規程及びガイドラインに基づき厳正な措置をとることで、適正な実施を確保する。
- (ハ) 中期目標期間中、事業の質の維持・向上を図りつつ、事業コストの縮減及び事業内容の見直しを行い、運営費交付金を充当する業務経費(重点施策の実施等の事由による政策的に必要とされる経費、特別業務費、受託事業及びその他の外部資金によるものとして整理される経費を除く。)について、要員の待遇見直しや調査業務の一層の効率的実施等の取組によって、毎事業年度1.3%以上の効率化を達成する。

また、中期目標期間中、運営費交付金を充当する一般管理費(特殊要因又は受託事業

及びその他の外部資金によるものとして整理される経費を除く。)について、人件費、 事務所借料等の経費の削減によって、中期目標期間の最終年度において平成18年度比 年率3%以上の効率化を達成する。

また、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員の定員の純減目標(平成18年度から5年間で5%以上の純減)及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減に取り組み、平成18年度から5年間において5%以上の削減を行い、その際、役職員の給与について必要な見直し等を進める。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。ただし、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づく研修監理業務及び専門家等派遣支援業務の実施に必要な人件費は削減対象より除く。

- (二) 効率化の取組が業務の質の低下をもたらすことのないよう、モニタリング手法の確立に努める。
- (ホ)「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」(平成17年6月29日付各府省情報化総括責任者(CIO)連絡会議決定)を踏まえ、主要な業務・システムに係る監査並びに刷新可能性調査を実施するとともに、平成21年度末までに、最適化計画を策定する。策定した最適化計画は速やかに公表し、実施する。
- 2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため とるべき措置
- (1) 統合効果の発揮

国際競争力の高い援助を実施するため、技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一体的に運用し、開発途上地域等の需要に的確かつ迅速に対応する。援助事業のプログラム化を進め、3つの援助手法の相乗効果を最大限に発揮させるよう取り組む。そのため、

- ●国別・地域別アプローチを強化し、開発途上地域等の開発政策に則し、3つの援助手法を一体的に活用した効果的な事業を実施する上で、優良な協力プログラムの形成を支援する。
- ●技術協力、有償資金協力、無償資金協力の3つの援助手法に係る調査業務を「協力準備調査」として集約し、案件形成の迅速化とともに3手法間の連携による援助効果の向上を図る。
- (2) 事業に関する横断的事項
- (イ) 開発途上地域等の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与すること

を通じて、国際協力を促進し、我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することは、 我が国の開発援助政策の枢要な課題である。このため、海外経済協力会議で審議される 重要事項、政府開発援助大綱及び政府開発援助に関する中期政策並びに国別援助計画、 年度毎の国際協力重点方針をはじめとする政府の政策及び政府の国別・地域別、分野・ 課題別の援助方針に則り、開発途上国側の開発政策及び援助需要を踏まえ、国際約束に 基づく技術協力、有償資金協力、無償資金協力等につき、これらの援助手法の特色を十 分に活かしつつ、効果的に業務を実施する。その際、開発途上国政府及び関係者との十 分な意思疎通に努めるとともに、他の援助実施機関との連携を密にし、さらには、日本 政策金融公庫(国際協力銀行業務)等の政府開発援助以外の公的資金(OOF)の実施 機関との連携を図る。また、派遣専門家等関係者の安全対策を講じるとともに、派遣者 へ適切なサポートを行う。具体的には、

- ●政府の案件採択に資するよう、政府の援助方針等の政策を踏まえ、優良な案件の形成を積極的に支援する。
- ●各開発課題や事業実施に関連する知識・ノウハウを恒常的に蓄積し、事業関係者の間で共有し、効果的な活用を推進する。
- ●従来から取り組んでいる人々の能力強化や地域社会の強化をさらに進め、貧困、災害、 感染症、気候変動等、国際社会の脅威となる課題への対応や平和構築支援をはじめと する事業を行う際には、人間の安全保障の視点を事業に組み込むことにより、事業の 質及び効果の向上を図る。
- ●地方自治体、大学、民間企業、NGO等とのパートナーシップを強化し、その知見や技術を事業に活用するとともに、我が国援助の独自性と対外的なプレゼンス確保に留意しつつ、他の援助国や国際援助機関との連携・協調を図る。
- ●日本政策金融公庫(国際協力銀行業務)との適切な連携・協力を確保する。
- ●事業の質の向上の観点から、JICA事業経験者等現地又は第三国のリソースを的確 に把握し積極的な活用を図る。
- (ロ)独立行政法人国際協力機構法第40条に基づく主務大臣の要請に対しては、正当な 理由がない限り迅速に対応する。
- (ハ)機構に対する国民の信頼を確保し、国民に対する説明責任を果たすとの観点から、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第59号)に基づき、情報の公開及び個人情報の保護に適正に対応する。また、国際協力の理解と参加を促進するために、機構の役割や開発途上国の人々や社会にもたらした具体的な成果等をわかりやすく公表するとともに、マスメディア等との連携を通じて広報効果の向上を図る。

(二)事業実施に当たっては、職員その他の関係者の環境影響及び住民移転等の社会的影響の回避・最小化に関する意識を高め、環境社会配慮ガイドラインに則り、環境及び社会に配慮した業務運営に努力する。環境社会配慮ガイドラインについては、必要に応じて改定するとともに、改定の際には第三者の意見を聴取する機会を設ける。

なお、世界の持続可能な開発・復興を目的とした事業実施機関として職員の意識を高め、自らの活動が環境に及ぼす影響を低減する活動を積極的に推進し、国際環境規格 (IS014001) に対応する。さらに、光熱水量・廃棄物の削減、再生紙利用等により省エネルギー・省資源化へ対応する。

- (ホ) 男女共同参画の視点は重要であり、事業実施に当たり、開発への積極的参加及び開発からの受益の確保について十分配慮し、女性の地位向上に一層取り組む。そのため、職員その他の関係者に、開発援助における男女共同参画推進の重要性についての理解促進を図るとともに、実施の各段階において、女性の地位向上に配慮した業務運営に努力する。
- (へ) 客観的な事業評価の指標の設定を含む事前評価から事後評価にいたる体系的かつ効率的な評価を行うとともに、外部評価を適切に実施する。また、これらの評価の内容について国民にわかりやすい形で情報提供するとともに、評価内容を迅速かつ的確に新たな事業実施にフィードバックする。さらに、各事業の費用対効果を高める観点から、費用対効果の明確化のためのコスト効率性に関する定量的評価手法の開発に取り組む。具体的には、
  - ●目標の達成に向けて計画を見直し、運営方法を改善するとともに、将来の類似案件の 計画・実施に活用することを目的として、事前から事後にいたる一貫した効率的な評 価を実施する。
  - ●評価体制の充実と評価の質の向上に努めるべく、外部有識者評価委員会を定期的に開催し、評価制度、手法の改善のための提言を得る。また、評価の質の向上と客観性の確保に努めるべく、外部有識者・機関等による評価を適切に実施する。特に、協力終了後に協力効果を最終的に評価する事後評価に関しては、外部有識者・機関等による評価件数を全評価件数の50%以上とする。
  - ●評価結果のわかりやすい形での迅速な公開を図るべく、評価報告書の作成・公開に加え、機構及び外部有識者・機関等による全ての評価の評価結果をわかりやすくまとめた要約をホームページで迅速に公開する。
  - ●フィードバック機能を強化し、評価から得られた教訓の事業への活用を図る。
  - ●各事業の費用対効果を高める観点から、費用対効果の明確化のためのコスト効率性に 関する定量的評価について、実効性のある評価手法の確立に資するよう、調査研究を

行い、その開発に取り組む。

#### (3) 各事業毎の目標

- (イ) 技術協力(法第13条第1項第1号)
  - (i)技術協力業務は、開発途上地域における人的資源の開発、技術水準の向上及び公共的な開発計画の立案を支援することにより、開発途上地域の経済的社会的開発の促進及び福祉の向上に寄与することを目的としており、条約その他の国際約束に基づき、案件を効果的・効率的及び迅速に実施する。また、想定される投入要素の内容及び概算経費の精度の向上を図りつつ、案件の実施に当たり、投入要素の組み合わせ・量・時期等を適切に決定するとともに、案件の実施中に行う評価の結果を踏まえて当該案件の内容について適切に見直しを行う。そのために、
    - ●総合的能力開発を重視した事業を実施し、その知見の蓄積に努める。
    - ●開発途上国支援における南南協力の意義と有効性に留意し、南南協力支援事業の効果的な実施を図る。
    - ●候補案件に想定される概算経費の標準的な算出方法を導入する。
    - ●案件実施に当たり、事業内容と積算内容の精緻化を図るとともに、実施中は、目標達成に向け、評価結果を踏まえ、進捗状況や外部状況の変化に応じて投入要素を機動的に見直すなど、事業マネジメントについて一層の向上を図る。
  - (ii) 研修員受入について、各研修コースについて開発途上国の需要にかなっているか、 効果的なものとなっているかを、第三者の参加を得て客観的に検証し、その結果を研 修コース及びプログラムの改廃に的確に反映できるようなシステムを確立する。

また、海外、国内別に研修の実施基準を策定し、効果的かつ効率的な取組を促進する。

加えて、帰国研修員に対するフォローアップの充実等により、その活用を図る。 青年研修事業については、事業の有する開発教育効果にも配慮しつつ、交流性の強いプログラムを廃止し、技術研修へ絞り込むことにより、従来以上に専門的知見の習得を重視した事業内容とする。具体的には、

- ●第三者の参加も得て事業の成果をより客観的に検証するため、事前から事後の事業 評価のシステムを改善するとともに、課題毎に事業方針を定め、評価結果と併せて 研修案件の改廃と新設に反映させるシステムを確立する。
- ●海外、国内で実施することが妥当な研修案件の基準を策定するとともに、特に国内で実施する研修については、研修員個人の育成にとどまらず組織開発や制度改善を重視する。
- ●日本の知識や経験が開発途上国の問題解決により効果的に活かされるよう、大学との連携などにより研修内容の付加価値を高め、研修の方法を改善するとともに、研修案件終了後のフォローアップ活動を充実させる。

- ●青年研修事業について、開発途上国の援助課題に合致した技術協力に絞り込むこと により、研修効果を高める。
- (iii) 相手国からの要請内容を適切に踏まえつつ、案件に相応しい質の高い専門家・コンサルタントの選定を適正かつ速やかに行うとともに、その評価を厳正に行い、以後の選定の向上に適確に反映させる。このため専門家については、
  - ●民間人材を含めた幅広い人材を積極的に活用し、専門家の質の向上に努める。そのために、人選基準を踏まえ、透明かつ適正な手続きによる選定を行う。また、高度な案件等で関係省庁、有識者等の知見が必要と判断される場合には、人選のための委員会を開催する。
  - ●人材の適正な再活用を念頭においた、人材の業績評価の着実な実施と反映を図る。またコンサルタントについては、
  - ●コンサルタント選定における評価方法の見直し等を行い、競争性を一層高める。
  - ●緊急な選定手続きが必要と認められる案件については、引き続き迅速な選定を行う。
- (口)有償資金協力(法第13条第1項第2号)
  - (i)有償資金協力業務は、開発途上地域等に対して条約その他の国際約束に基づき、又は開発事業を実施する我が国又は開発途上地域の法人等に対して金利・償還期間等について緩やかな条件の下で資金を提供することによって、開発途上国の自助努力による経済発展、経済的自立を支援するものであり、条約その他の国際約束に基づき、案件を効果的・効率的に実施する。
    - ●円借款事業及び海外投融資事業の適正かつ迅速な形成に努める。
    - ●我が国の政策的な優先度と開発途上国のニーズを踏まえた円借款事業及び海外投融資事業を促進する。
    - ●円借款及び海外投融資を通じて、開発途上国における経済活動の活性化による自立 的な経済成長を支援する。
  - (ii) 円借款については、開発効果の持続性の確保と増大のために、借入国における開発 政策・制度が適切に策定・運営され、事業の形成・運営・維持管理体制等が適切に整 備されるよう、我が国及び機構の持つ知見等を活用しつつ、知的協力を推進する。
    - ●円借款借入国との緊密な政策対話やマクロ経済調査等により、借入国の債務持続可能性等を把握し、事業実施能力の向上を図る。
    - ●円借款事業の開発効果を高めるための調査・研修等を今後とも推進する。
    - ●地方自治体、大学、民間企業、NGO等とのパートナーシップにより、円借款事業 を通じた開発効果の向上に努める。
    - (iii) 海外投融資については、開発効果の高い事業を対象とするとともに、適切な監理を行う。
      - ●開発途上国の開発政策等に沿い、開発効果の高い事業を対象として実施する。

- ●過去の実施案件の十分な研究・評価を活かし、海外投融資事業の監理を適切に実施する。
- ●地方自治体、大学、民間企業、NGO等とのパートナーシップにより、海外投融 資事業を通じた開発効果の向上に努める。

## (八)無償資金協力(法第13条第1項第3号)

- (i)無償資金協力業務については、被援助国側と緊密に協議を行いつつ、条約その他の 国際約束に基づき、案件を適正かつ効果的・効率的に実施するとともに、外務大臣が 自ら行う無償資金協力のうち、機構の関与が必要なものとして外務大臣が指定するも のについてはその案件が適正かつ効果的・効率的に実施されるよう、その促進に努め る。
- (ii)無償資金協力事業の競争性と透明性の一層の向上を図るとともに、工期設定の柔軟化、天災や大幅な物価変動といった予め想定できない事態に対する対応の最適化等、制度の改善に係る検討を進め、入札への参加拡大を図る。
- (iii) 積算審査の強化等の取組を実施し、総合的なコストの縮減を図る。

# (二) 国民等の協力活動(法第13条第1項第4号)

- (i) 本号に基づくボランティア関連業務については、国民の発意が出来る限り反映されるよう留意しつつ、開発途上地域の発展に寄与するよう、協力の質的向上に努める。 このため、引き続き適格な人材の確保に努めるとともに、派遣者への適切なサポート を行う。また、事業への参加環境の改善のために必要な措置を講ずる。そのために、
  - ●プログラム化の中での他事業との連携促進及び他機関との協調等に対応する。
  - ●ボランティア人材を取り巻く参加環境や社会環境の変化にも対応しつつ、協力の質的向上に資するボランティア事業基盤の拡充につながる、募集・選考や訓練・研修方法の改善を通じた適格なボランティア人材の確保、特に社会還元にもつながる現職参加制度の拡充、現地活動の支援強化等に取り組む。
  - ●帰国ボランティアについては、社会還元のための環境整備を促進すべく、進路対策 支援をはじめ、ボランティアの経験を活かす場の拡充に努める。
- (ii)機動性を有するNGO等を担い手とした事業を実施することは、現地の実情に一層合致したより適正かつ効果的な技術の移転に資するものである。このような観点から、NGO等との連携を推進し、草の根技術協力事業の実施に当たっては、開発途上地域の人々の生活改善・生計向上に直接役立つ基礎生活分野を中心として、政府対政府による国際協力事業では十分手が届き難い、草の根レベルのきめ細やかな協力を行う。また、幅広い国民の参加が得られるよう、主体的な発意が尊重されるよう配慮するとともに、手続きのさらなる迅速化に心がける。具体的には、

- ●幅広い国民の参加を得られるよう、草の根技術協力事業の実施等により、NGO等との連携を推進する。また、そのためにNGO人材育成プログラムを推進する。
- ●草の根技術協力事業については、幅広い国民から、事業の趣旨に合致した応募が得られるよう、事業例等につきわかりやすい形での説明に努めるとともに、手続きの 簡素化・迅速化を図り、事務合理化を行う。
- ●草の根技術協力事業については、国民の主体的な発意が尊重され、かつ、現地の実情に合致した協力が実施できるよう、対象協力地域に関する情報提供を行う。
- ●地域奉仕団体、職域団体、社会教育関係団体などの様々な団体・個人が発意し、自ら取り組む多様な手作りの国際協力の試みに対し、側面的な支援サービスを提供する。このために、国内と海外できめ細やかな支援を行うとともに、市民参加協力支援事業を実施する。
- ●国民の理解促進を図る上で、職員、専門家、青年海外協力隊等国際協力の経験者が 国民に体験を還元する機会を充実させるとともに、国内機関を活用して、地域に密 着した活動を積極的に行う。その際、市民参加協力の全国拠点として広尾センター (JICA地球ひろば)を中心に国際協力に関わる市民団体の情報発信等の活動を 支援する。
- (iii) 開発援助に関する意識を国民の間に育てることを目的として、開発教育支援を充実させる。具体的には、
  - ●講師の派遣や視察プログラムなどを通じ、「総合的な学習の時間」での取組など教育現場との連携を実施する。
  - ●開発教育において重要な役割を担う教員に対し、開発課題等への理解を促進するためのプログラムを実施するとともに、そのフォローアップに努める。

#### (ホ)海外移住(法第13条第1項第5号)

本事業を推進するに当たっては、我が国から中南米地域等へ渡航した海外移住者の生活の定着・安定を側面から支援するものであるとの認識をもって臨むとともに、特に開発途上地域における移住者支援業務は経済協力の目的をも併せもつことに鑑み、経済・技術協力業務との十分な連携を図りつつ、移住者の属する地域の開発に資するよう留意する。事業の実施に当たっては、移住者の定着・安定化を見つつ、政府が行う個別の事業目的とその達成状況の検証及び必要性の判断を踏まえ、重点化を図る。その中で、国内で実施している移住者の子弟や日系人の日本語教師に対する日本語研修事業については、機構で実施する必要性に関する検証結果を踏まえて抜本的に見直す。また、移住者への影響にも十分配慮しつつ、調査統計事業及び営農普及事業について中期目標期間中に段階的に廃止する。

# (へ) 災害援助等協力(法第13条第1項第6号及び第2項)

開発途上地域等における大規模災害による被災者救済のため、国際緊急援助隊派遣及び緊急援助物資供与の迅速、効率的かつ効果的な実施を図る。

- (i) 国際緊急援助隊派遣の実施に当たっては、平時より必要機材・物資の備蓄体制を 整備するとともに、隊員の訓練・研修の充実を図り、緊急時に迅速、効果的かつ効率 的な緊急援助活動が可能になるよう努める。また、緊急時に円滑な対応を行うため、 体制整備、訓練、研修等の実施につき、主務大臣との意思疎通を図る。
- (ii) 緊急援助物資供与の実施に当たっては、被災規模、被災国のニーズ等を勘案の上、 適切な規模及び内容の援助を行う。また、援助物資供与後、被供与国の物資活用状況 等についてのフォローアップを行い、今後の業務実施の改善に反映させる。また、N GOとの連携等により、緊急援助物資がより迅速かつ効果的に被災民の手に届くよう 努める。

## (ト)人材養成確保(法第13条第1項第7号)

国際協力に係る優れた人材の養成及び確保は、広く技術協力事業全般の基盤の根幹をなすものであり、また、我が国技術協力の質的向上に直接関連するものである。このため、専門家の公募、登録、確保及び養成のための研修等の業務を援助ニーズを踏まえて適確に行い、援助人材の養成及び確保に努める。そのため、

- ●国際協力人材センターにおいて、国際協力への参加機会に関する情報提供及び相談業務、人材育成機会に関する情報提供を効果的に行う。
- ●援助ニーズに対応した、能力強化研修等の適切な実施に取り組み、援助人材の能力開発・強化に努める。
- ●人材育成をさらに幅広く行うため、インターンシップ制度、国際援助研究機関・大学 との連携講座等を推進する。

# (チ)調査及び研究(法第13条第1項第8号)

開発途上国及び我が国を含む国際社会の情勢の変化に対する洞察と中長期的な展望を踏まえつつ、戦略的、効果的な事業を実施するために必要な調査及び研究を行う。また、それらの成果に基づき対外発信の充実に努める。

#### (リ)受託業務(法第13条第3項)

外務大臣が適当と認める場合、開発途上地域と我が国内外の国際協力に携わる幅広い リソースとの連携に係る一手段として、本邦又は外国において、政府等若しくは国際機 関又は法人その他の団体の委託を受けて、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは 復興又は経済の安定に寄与する業務を行う。 なお、平成21年度補正予算(第1号)により追加的に措置された交付金については、「経済危機対策」(平成21年4月10日)の海外における我が国の優れた技術の活用等を通じた緊急雇用創出のために措置されたことを認識し、「(イ)技術協力」及び「(ニ)国民等の協力活動」により、日本人技術者等雇用創出対策に活用する。

また、平成22 年度補正予算(第1号)により追加的に措置された交付金については、「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」(平成22 年10月8日)において新成長戦略を推進・加速するために措置されたことを認識し、「(イ)技術協力」及び「(チ)調査及び研究」のうち調査により、環境技術の海外展開促進及びインフラ/システム海外展開支援に活用する。

- 3. 予算(人件費の見積を含む。)、収支計画及び資金計画(本項において有償資金協力勘定を除く。)
- (1) 予算(人件費の見積を含む。) 別表1

運営費交付金を充当して行う業務については、「1.業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

#### (2) 収支計画 別表 2

保有資産の売却等により、土地・建物の効率的な活用を促進するよう見直しを行うとともに、自己収入の確保、固定的経費の節減、予算の効率的執行により適切な財務内容の実現を図る。

#### (3) 資金計画 別表3

融資事業における債権の回収を適切に進めるとともに、急激な為替変動を事由とするドミニカ共和国移住融資債務者の債務負担増について、適切な軽減措置を講じる。また、各移住融資債務者の状況等を踏まえ、償還計画の見直しを行う。

国際協力に対する国民の参画機会を広げる等の観点から、NGO等民間の援助活動の促進に配慮しつつ、広く国民各層から寄附金を受け入れる活動を積極的に行うとともに、内閣府の委託により行われる「野口英世アフリカ賞基金」を含め受け入れた寄附金の適正な管理・運用を行う。

# 4. 短期借入金の限度額

一般勘定 670 億円

有償資金協力勘定 1,500億円

理由:一般勘定については、国からの運営費交付金の受け入れ等が3ヶ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払い遅延を回避するため。

有償資金協力勘定については、借入金償還と貸付金回収の短期資金ギャップ、財投機関債発行時の繋ぎ、貸付実行額の急激な変動等に機動的・効率的に対処するため。

5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分 に関する計画

東京国際センター八王子別館の土地・建物、職員住宅、保養所、箱根研修所の処分を計画(平成23年度末までに譲渡し、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する。ただし、譲渡が困難な場合は、当該不要財産を国庫に納付することがある。)

6. 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、 その計画

ボリビア国農牧技術センター建物、パラグアイ国農業総合試験場土地・建物、タイ国事 務所土地・建物、中部国際センター土地・建物、麻布分室の処分を計画

7. 剰余金の使途(有償資金協力勘定を除く。)

剰余金が発生した際の使途は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に 資する業務、施設・設備の整備、並びに改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行に伴 う組織及び業務の統合に必要な経費に充てることとする。

- 8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項
- (1) 施設・設備に関する計画

業務実施上の必要性及び既存の施設の老朽化等に対応するため施設・設備の整備改修等を計画的に行う。

平成19年度から平成23年度の施設・設備の整備に関する計画

施設・設備の内容財源予定額中部国際センター建替え施設整備資金2,049

本部及び国内機関等施設整備・改修 施設整備資金 7,245 計 9,293

(注記)金額(「3.予算(人件費の見積を含む。)、収支計画及び資金計画(本項において有償資金協力勘定を除く。)」)にて記載のもの)については見込みである。単位未満四捨五入の関係上、合計が一致しない。なお、上記の他、業務実施状況や、施設・設備の老朽度合い、改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に関連した施設・設備の整備、改修等が追加されることがありうる。

#### (2) 人事に関する計画

#### (イ) 方針

効果的かつ効率的な業務運営のため、人員の適正配置により業務運営の効率化を図る。 また、業務内容の高度化及び専門化に対応するため、職員への研修、資格取得等の促進を 通じた職員の資質向上を図る。具体的には、

- ●的確な勤務成績の評価を行い、仕事の難易度と役割の重要性を反映した処遇を実現することで、職員の意欲をさらに引き出すとともに、業務内容の質的向上と効率化を図り うる適材適所の人事配置を行う。
- ●業務内容の高度化及び専門化に対応するため、国際機関への出向等の活用も含め、国・地域・開発課題に関する知見の深化、協力プログラム策定・プロジェクトマネジメント能力の強化、並びに語学も含めたコミュニケーション能力涵養を目的とした研修又は機会を提供し、国際協力のプロフェッショナルとしての能力開発に努める。特に、技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一元的に担う体制において、各援助手法の習熟に資する職員研修を推進する。

#### (ロ)人員に係る指標

期末の常勤職員数 1,827人

中期目標期間中の人件費総額見込み (「3.予算(人件費の見積を含む。)、収支計画及 び資金計画(本項において有償資金協力勘定を除く。)」にて記載のもの)

64,643 百万円

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。

- (3) 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項(法第3 1条第1項及び法附則第4条第1項)
- (イ) 前中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に関連した経費の支出並びにやむを得ない事由により前中期目標期間中に完了しなかった業務(有償資金協力業務を除く。)の財源に充てることとする。
- (ロ) 前中期目標期間中に回収した債権又は資金で、独立行政法人国際協力機構法施行令 (平成15年政令第409号) 附則第2条の定めるところにより主務大臣の承認を受け た金額については、改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行に伴う組織及び業務の 統合に関連した施設・設備の整備、改修等の財源に充てることとする。

# (4) 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間中の事業を効率的に実施するために、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。

# (5) その他中期目標を達成するために必要な事項

# (イ) 監査の充実

外部監査の実施等監査の充実を図り、適正な業務運営を図る。

# (ロ) 各年度の業績評価

各年度の業績に関し、外部有識者を含めた法人自身による評価を行い、業務運営に反映させる。

# 中期目標期間:平成19年度~平成23年度

(単位:百万円)

区別		
収入	運営費交付金	765, 206
	事業収入	2, 979
	受託収入	14, 948
	寄附金収入	140
	施設整備資金より受入	9, 293
	前中期目標期間繰越積立金取崩収入	1, 520
	計	794, 086
支出	一般管理費	57, 438
	(うち特殊要因を除いた一般管理費)	55, 342
	業務経費	712, 266
	(うち特別業務費を除いた業務経費)	698, 724
	受託経費	14, 948
	寄附金事業費	140
	施設整備費	9, 293
	計	794, 086

[注1] 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

[注2] 無償資金協力の計画は閣議により決定されるため、独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)第13条第1項第3号イに規定される業務における贈与資金に関する予算、収支計画、資金計画は記載していない。

[注3] 運営費交付金収入及び業務経費には、平成21年度補正予算(第1号)により措置された「経済危機対策」(平成21年4月10日)の海外における我が国の優れた技術の活用等を通じた緊急雇用創出に係る予算及び、平成22年度補正予算(第1号)により措置された「円高・デフレ対策のための緊急総合経済対策」(平成22年10月8日)の新成長戦略の推進・加速に係る予算が含まれている。

# [人件費の見積り]

期間中、64,643百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、 超過勤務 手当及び、休職者給与に相当する範囲の費用である。

[運営費交付金の算定方法] ルール方式を採用

[運営費交付金の算定ルール] 別紙のとおり

# 中期目標期間:平成19年度~平成23年度

(単位:百万円)

		(单位:日万円)
区別		
費用の部		783, 641
	経常費用	783, 641
	一般管理費	51, 113
	(うち特殊要因を除いた一般管理費)	49, 017
	業務経費	712, 266
	(うち特別業務費を除いた業務経費)	698, 245
	受託経費	14, 948
	寄附金事業費	140
	減価償却費	5, 174
	財務費用	0
	支払利息	0
	臨時損失	0
収益の部		782, 121
	経常収益	782, 121
	運営費交付金収益	758, 881
	事業収入	2, 979
	受託収入	14, 948
	寄附金収入	140
	資産見返運営費交付金戻入	5, 087
	資産見返補助金等戻入	87
	財務収益	0
	受取利息	0
	臨時収益	0
<b>純利益(▲純損失)</b>		<b>▲</b> 1,520
前中期目標期間繰越積立金取崩額		1, 520
目的積立金取崩額		0
総利益(	▲総損失) 	0

[注] 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

中期目標期間:平成19年度~平成23年度

(単位:百万円)

		(単位:日万円)
区別		
資金支出		814, 890
	業務活動による支出	778, 467
	一般管理費	51, 113
	(うち特殊要因を除いた一般管理費)	49, 017
	業務経費	712, 266
	(うち特別業務費を除いた業務経費)	698, 245
	受託経費	14, 948
	寄附金事業費	140
	投資活動による支出	15, 743
	固定資産の取得による支出	15, 619
	新規貸付による支出	124
	財務活動による支出	0
	短期借入金の返済による支出	0
	国庫納付金による支払額	5, 240
	次期中期目標の期間への繰越金	15, 441
資金収入		814, 890
	業務活動による収入	783, 273
	運営費交付金による収入	765, 206
	事業収入	2, 979
	受託収入	14, 948
	寄附金収入	140
	投資活動による収入	9, 691
	固定資産の売却による収入	2, 902
	貸付金の回収による収入	6, 790
	財務活動による収入	0
	短期借入による収入	0
	前中期目標期間よりの繰越金	21, 926

<sup>[</sup>注] 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

## [運営費交付金の算定ルール]

毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の数式により決定する。

A(y) = B(y) + C(y) + D(y) + E(y) - F(y)

A(y): 運営費交付金

B(y):一般管理費

C(y): 基礎的業務費

D(y):特別業務費

E(v):特殊要因

F(y): 事業収入

#### 〇一般管理費

各事業年度の一般管理費B(y)は以下の式により決定する。

B(y)=直前の事業年度における一般管理費  $B(y-1) \times -$ 般管理費の効率化係数  $\alpha \times -$ 般管理費の調整係数  $\sigma$  1

一般管理費の効率化係数 α

各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を 決定。

一般管理費の調整係数σ1

法令改正等に伴う業務の改変等の要素を勘案し、各事業年度の予算編成過程に おいて、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

## 〇基礎的業務費

各事業年度の基礎的業務費 C(y)は以下の式により決定する。

基礎的業務費の効率化係数 β

各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を 決定。

基礎的業務費の調整係数σ2

政策的要素に伴う事業量の増減を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、 当該事業年度における具体的な係数値を決定。

基礎的業務費の調整係数σ3

専門家派遣地域の分布変動等を勘案して措置する単価補正として、各事業年度 の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

# 〇特別業務費 D(y)

機構の判断のみで決定あるいは実施することが困難な国家的な政策課題に対応するために必要とされる業務経費であり、各事業年度の予算編成過程において具体的に決定。

# 〇特殊要因 E(y)

現時点で予測不可能な事由により時限的に生じる管理的経費であり、各事業年度の予算 編成過程において具体的に決定。

# 〇事業収入 F(y)

・事業収入 F(y)=当該事業年度に回収する利息収入+F(y-1)×δ

F(y-1): 直前の事業年度における雑収入。

る:収入係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

上記の算定式に基づき、一定の仮定の下に中期計画の予算を試算。

α: 一般管理費の効率化係数 (0.97 と仮定)
β: 基礎的業務費の効率化係数 (0.987 と仮定)
σ1: 一般管理費の調整係数 (1.00 と仮定)
σ2: 基礎的業務費の調整係数 (1.00 と仮定)
σ3: 基礎的業務費の調整係数 (1.00 と仮定)
δ: 収入係数 (1.03 と仮定)

以上